令和2年度

財 政 白 書

令和4年3月

上三川町企画課

はじめに

この財政白書は、上三川町の令和2年度の普通会計の決算収支、歳入や歳出の状況について の説明資料として、令和2年度地方財政状況調査表を基に作成しています。

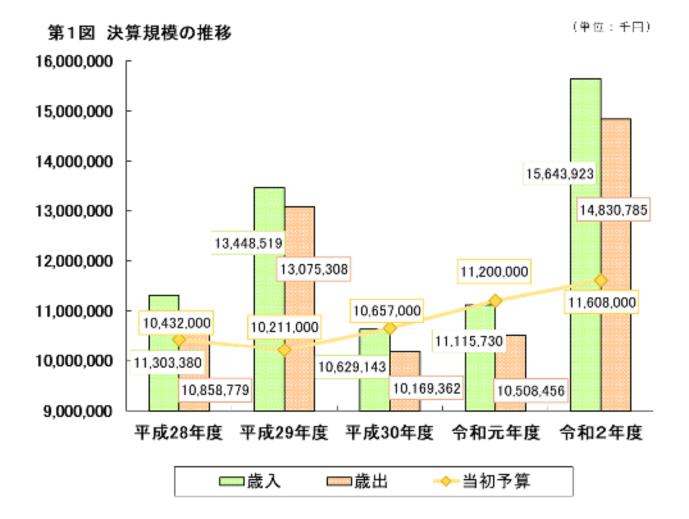
目 次

1	普通	会計	決算(の概	要																									
	(1)	令和	2年	度決	算	の	特	徴		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(2)	決算	収支	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	歳入	の状	況				•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	歳出	の状	況																											
	(1)	目的	別歳と	出	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	(2)	性質	別歳と	出	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
4	地方	債の	状況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 3
5	債務	負担	行為(の状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
6	積立	金の	状況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
7	主な	財政	指標																											
	(1)	標準	財政規	見模	į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	(2)	財政	力指数	汝	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	(3)	経常	収支」	北率		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 1
	(4)	健全	化判	盺比	,率	等		•			•	•	•	•			•			•	•	•					•	•		22

1 普通会計決算の概要

(1) 令和2年度決算の特徴

令和2年度決算は、特別定額給付金事業などの新型コロナウイルス感染症対策やいちご一会とち ぎ国体開催に向けた経費などにより歳入歳出決算額とも前年度比増となっています。



- ★普通会計・・・ 普通会計とは、財政分析に使われる会計の区分で総務省の定める基準です。 現在、当町で普通会計に当てはまるものは、『一般会計』のみとなります。
- ★一般会計・・・ 町行政の運営の基本となる会計で、町会計の中心となる会計です。 なお、この財政白書上の各数値は、一般会計における集計値となります。
- ★特別会計・・・ 特定の事業を行うために、『一般会計』と区別して経理する会計です。 当町では、『国民健康保険事業特別会計』、『介護保険事業特別会計』、『後期高齢者 医療特別会計』、『農業集落排水事業特別会計』の4つの特別会計があります。
- ★公営企業会計・・・ 『一般会計』とは区別される、民間企業と同様な独立採算制をとっている事業会計のことで、当町では『水道事業会計』、『下水道事業会計』の2つの公営企業会計があります。

(2) 決算収支

第1表 普通会計決算総括表

(単位:千円、%)

			令和2年度		令和元	年度
	区 分	金額	増減額	増減率	金額	増減額
		(a)	(a-b)		(b)	H30年度比
1	歳入総額	15, 643, 923	4, 528, 193	40. 7	11, 115, 730	486, 587
2	歳出総額	14, 830, 785	4, 322, 329	41. 1	10, 508, 456	339, 094
3	形式収支 (1-2)	813, 138	205, 864	33. 9	607, 274	147, 493
4	翌年度に繰り越すべき財源	124, 713	△ 32, 220	△ 20.5	156, 933	64, 123
5	実質収支 (3-4)	688, 425	238, 084	52. 9	450, 341	83, 370
6	単年度収支	238, 084	154, 714	185. 6	83, 370	77, 115
7	積立金	351	△ 261	△ 42.6	612	△ 48
8	繰上償還金	0	0	0. 0	0	0
9	積立金取崩額	492, 592	482, 374	4, 720. 8	10, 218	△ 98, 782
10	実質単年度収支 (6+7+8-9)	△ 254, 157	△ 327, 921	△ 444.6	73, 764	175, 849

第2表 決算収支の推移

(単位:千円、%)

年度	歳	入	歳	出	実 質	収 支	単年度	実質単年度
十尺		増減率		増減率		増減率	収支	収 支
令和2年度	15, 643, 923	40. 7	14, 830, 785	41. 1	688, 425	52. 9	238, 084	△ 254, 157
令和元年度	11, 115, 730	4. 6	10, 508, 456	3. 3	450, 341	22. 7	83, 370	73, 764
平成30年度	10, 629, 143	△ 21.0	10, 169, 362	△ 22.2	366, 971	1. 7	6, 255	△ 102,085
平成29年度	13, 448, 519	19. 0	13, 075, 308	20. 4	360, 716	28. 1	79, 141	1, 686, 601
平成28年度	11, 303, 380	△ 5.2	10, 858, 779	△ 3.9	281, 575	△ 50.4	△ 286, 449	△ 1, 245, 969

令和2年度は、地方税収入が減少したため、基金を大きく取り崩すことで財源を確保しており、『実質単年度収支』では赤字となりました。

- ★実質収支・・・ 「形式収支」から「翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いたもの。 ここが赤字になると、いわゆる『赤字団体』とされます。
- ★単年度収支・・・ 「当年度の実質収支」から「前年度の実質収支」を差し引いたもの。 前年度から引き継がれた収入・支出を除き、当該年度だけの収支を明らかにし ます。
- ★実質単年度収支・・・ 単年度収支の中からさらに、財政調整基金への積立や取崩しなどの増減を 計算したもの。

2 歳入の状況

第3表 歳入決算額の状況

(単位:千円、%)

			令和 2	2 年度		令和元年	度
	区 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
		(a)		(a-b)		(b)	
1	地方税	5,813,399	37. 2	△ 190, 980	△ 3.2	6,004,379	54. 0
2	地方譲与税	143,514	0. 9	△ 7	0.0	143,521	1. 3
3	利子割交付金	3,431	0.0	603	21. 3	2,828	0.0
4	配当割交付金	16,143	0. 1	Δ 1,616	△ 9.1	17,759	0. 2
5	株式等譲渡所得割交付金	18,562	0. 1	6, 235	50. 6	12,327	0. 1
6	法人事業税交付金	140,837	0. 9	140, 837	皆増	_	_
7	地方消費税交付金	730,107	4. 7	125, 214	20. 7	604,893	5. 4
	(1) 地方消費税	362,905	2. 3	Δ 5, 133		368,038	3. 3
	(2) 社会保障財源化分	367,202	2. 3	130, 347	55. 0	236,855	2. 1
8	自動車取得税交付金	4	0.0	△ 22, 764		22,768	0. 2
9	環境性能割交付金	13,847	0. 1	7, 163	100.0	7,163	0. 1
_	地方特例交付金	44,490		△ 19, 753		64,243	0. 6
11	地方交付税	184,700	1. 2	△ 198, 919	△ 51.9	383,619	3. 5
	(1) 普通交付税	106,367	0. 7	△ 96,662	△ 47.6	203,029	1.8
	(2) 特別交付税	78,333	0. 5	△ 102, 257	△ 56.6	180,590	1.6
12	交通安全対策特別交付金	4,324	0.0	415	10.6	3,909	0.0
1	ト 計(一般財源)	7,113,358	45. 5	△ 153, 572	△ 2.1	7,267,409	65. 4
13	分担金及び負担金	63,826	0. 4	△ 34,067	△ 34.8	97,893	0. 9
14	使用料及び手数料	56,043	0. 4	△ 2,920	△ 5.0	58,963	0. 5
15	国庫支出金	5,176,107	33. 1	3, 812, 600	279. 6	1,363,507	12. 3
16	県支出金	976,057	6. 2	110, 571	12.8	865,486	7. 8
17	財産収入	6,559	0.0	△ 4, 211	△ 39.1	10,770	0. 1
18	寄付金	14,286	0. 1	△ 30, 904	△ 68.4	45,190	0. 4
19	繰入金	629,741	4. 0	575, 447	1, 059. 9	54,294	0. 5
20	繰越金	607,273	3. 9	147, 492	32. 1	459,781	4. 1
21	諸収入	64,402	0. 4	18, 865	41. 4	45,537	0. 4
-	地方債	936,271	6. 0	89, 371	10.6	846,900	7. 6
	ト 計 (特定財源)	8,530,565	54. 5	4, 682, 244	121. 7	3,848,321	34. 6
	歳入合計	15,643,923	100.0	4, 528, 672	40. 7	11,115,730	100.0
É	主財源(1+13+14+17~21)	7,255,529		478, 722	7. 1	6,776,807	61.0
依	存財源(2~12+15+16+22)	8,388,394	53. 6	4, 175, 164	96. 2	4,338,923	39. 0

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

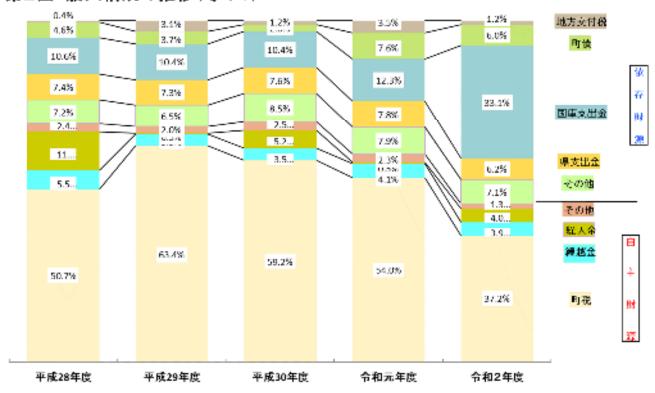
令和2年度は、新たに『法人事業税交付金』が新設されました。県税の法人事業税の一部が町内の 従業者数の割合に応じて交付されるものです。

町税のうち法人税収が前年比 2 億 5,575 万円の減収となったため『地方税』が減少しました。それにより財政調整基金などを取崩し、財源を確保したことで『繰入金』が増額となりました。

新型コロナウイルス感染症対策が主な要因となり『国庫支出金』が大幅に増額したことで、依存財源の割合も大きく増加しました。

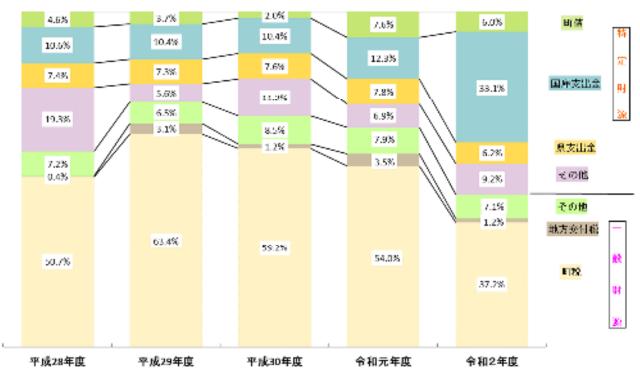
- ★地方譲与税・・・・国税の一部から町に譲与されるお金。道路の延長や面積を基準に交付される 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。
- ★○○○交付金・・・・皆さんが納めている国税(消費税や所得税など)や県税(自動車取得税)から、町に配分されてくる税金。
- ★地方交付税・・・・全国の市町村で同じ行政サービスが受けられるように、国から配分されるお金。普通交付税と特別交付税の2種類があります。
- ★国庫/県支出金・・特定の事業実施のため、その使い道が指定されて、国や県から渡されるお金。
- ★財産収入・・・・・町有地の払下げによる収入や基金(貯金)の利子収入。
- ★繰入金・・・・・・積み立てていた基金(貯金)を取り崩して、予算に繰り入れるお金。
- ★繰越金・・・・・前年度決算により繰り越したお金。
- ★地方債・・・・・・町が事業を行う場合に、その不足資金を調達するために、長期間、銀行などから借り入れるお金。借金(ローン)のこと。
- ★特定財源・・・・・その使い道が決められている財源。
- ★一般財源・・・・・どのような経費にも使える財源。
- ★依存財源・・・・・国や県の基準等により交付される財源。
- ★自主財源・・・・・町が自主的に調達できる財源。

第2図 歳入構成の推移(その1)



[※] 特赦処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第3図 歳入構成の推移(その2)



※ 縮数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

(単位:千円、%)

		令和 2	2年度		令和元年	F度
区 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
	(a)		(a-b)		(b)	
一 普通税	5, 602, 876	96. 4	Δ 180, 833	Δ 3.1	5, 783, 709	96. 3
(1) 市町村民税	2, 148, 293	37. 0	△ 245,030	△ 10.2	2, 393, 323	39. 9
(7) 個人分	1, 791, 867	30.8	10, 728	0.6	1, 781, 139	29. 7
(イ) 法人分	356, 426	6. 1	△ 255, 758	Δ 41.8	612, 184	10. 2
(2) 固定資産税	3, 089, 505	53. 1	67, 150	2. 2	3, 022, 355	50. 3
(7) 純固定資産税	3, 085, 848	53. 1	67, 150	2. 2	3, 018, 698	50.3
① 土地	992, 952	17. 1	△ 200	0.0	993, 152	16. 5
② 家屋	1, 114, 193	19. 2	15, 387	1. 4	1, 098, 806	18. 3
③ 償却資産	978, 703	16.8	51, 963	5. 6	926, 740	15. 4
(1) 交付金	3, 657	0. 1	0	0.0	3, 657	0. 1
(3) 軽自動車税	101, 805	1.8	10, 520	11.5	91, 285	1.5
(4) 市町村たばこ税	263, 273	4. 5	△ 13, 473	△ 4.9	276, 746	4. 6
二目的税	210, 523	3. 6	△ 10, 147	△ 4.6	220, 670	3. 7
(1) 都市計画税	210, 523	3. 6	△ 10, 147	△ 4.6	220, 670	3. 7
合 計	5, 813, 399	100.0	△ 190, 980	△ 3.2	6, 004, 379	100.0

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

町税収入の総額としては、前年度と比較して減額となりました。

特に、『市町村民税』のうち「法人分」が前年度から大きく減額となっており、町内企業を取り巻く状況は依然厳しいものとなっています。

『固定資産税』のうち、「家屋」分については、新築住宅数の増加によって増収となっています。 また、「償却資産」分については企業の新たな設備投資があったこと等により増収となっています。

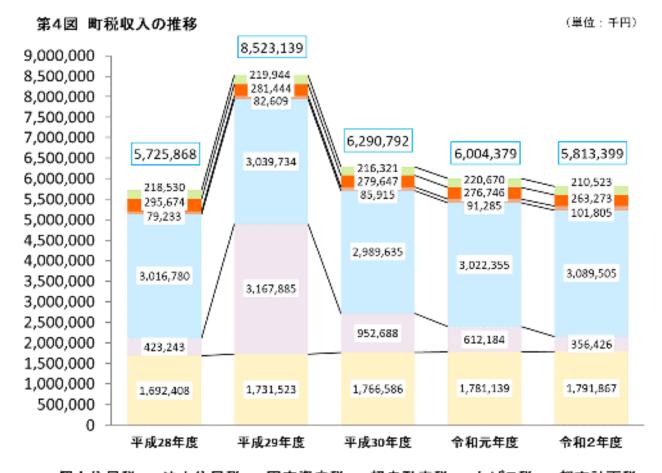
『都市計画税』は、都市計画事業等に要する費用に充てるため、都市計画区域として指定されたもののうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し課することができる目的税であり、市街化区域に土地や家屋を所有している方に納付いただいているものです。令和2年度収入の使いみちについては、下記に掲載しています。

『軽自動車税』については、登録台数の増により前年度比増額となりました。

『市町村たばこ税』については、売上本数の減少から前年度比減額になっています。

【令和2年度 都市計画税収入とその使いみち】

- ◆都市計画税収入
 - 2 億 1, 052 万 2, 995 円 (現年課税分: 2 億 841 万 3, 161 円、滞納繰越分: 210 万 9, 834 円)
- ◆都市計画税の使いみち
 - ◇一般会計 起債償還 257万8, 155円
 - ※過去に実施した都市計画事業(蓼沼親水公園整備事業)の借金の返済
 - ◇公共下水道整備事業 595 万 8, 837 円
 - ※都市計画法第59条の認可を受けた都市計画事業(武名瀬川排水区整備等)
 - ◇公共下水道事業特別会計 起債償還 2億198万6.003円
 - ※過去に実施した都市計画事業(下水道整備事業(汚水・雨水))の借金の返済



■個人住民税 ■法人住民税 ■固定資産税 ■軽自動車税 ■たばこ税 ■都市計画税 ※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

『法人住民税』については、平成29年度に大幅に増額となり、その後、減少が続いています。主に町内大企業からの税収によるもので、経済状況の影響を受けやすく、法人住民税全体の増減に影響があることが、当町の特徴と言えます。

『固定資産税』について、企業による大型の設備投資があったため、前年度より増収する結果となりました。町税収入全体に占める割合は非常に大きく、一定額の収入が見込めることから、当町における町税収入の根幹となっています。

『都市計画税』の課税対象となる土地と家屋(市街化区域内)も、固定資産税における評価額を元に 算出しているため、固定資産税の収入割合と同様の推移をたどることになります。

『軽自動車税』については、登録台数の増により前年度比増額となりました。

『たばこ税』は、売上本数が年々減少しており、税収は減少傾向にあります。

3 歳出の状況

目的別歳出

歳出を分類する場合、「目的別」・「性質別」の2種類で分類することが出来ます。「目的別」では行政目的(仕事の内容)で分類するので、町の仕事のどの分野に重点的にお金がかけられているかが分かります。

第5表 目的別歳出決算額の状況

(単位:千円、%)

			令和2		令和元年	F度	
[2	≤ 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
		(a)		(a-b)		(b)	
1	議会費	102,961	0. 7	△ 13, 733	△ 11.8	116,694	1. 1
2	総務費	4,359,634	29. 4	3, 242, 199	290. 1	1,117,435	10. 6
3	民生費	4,275,027	28. 8	724, 490	20. 4	3,550,537	33.8
4	衛生費	707,910	4. 8	△ 254, 439	△ 26.4	962,349	9. 2
5	労働費	0	0.0	Δ 18	皆減	18	0.0
6	農林水産業費	595,487	4. 0	76, 543	14. 7	518,944	4. 9
7	商工費	176,810	1. 2	68, 903	63. 9	107,907	1.0
8	土木費	1,560,302	10. 5	83, 089	5. 6	1,477,213	14. 1
9	消防費	624,413	4. 2	80, 116	14. 7	544,297	5. 2
10	教育費	1,555,095	10. 5	257, 642	19. 9	1,297,453	12. 3
11	災害復旧費	42,709	0. 3	20, 553	92.8	22,156	0. 2
12	公債費	830,437	5. 6	36, 984	4. 7	793,453	7. 6
13	諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	숌 計	14,830,785	100. 0	4, 322, 329	41. 1	10,508,456	100. 0

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

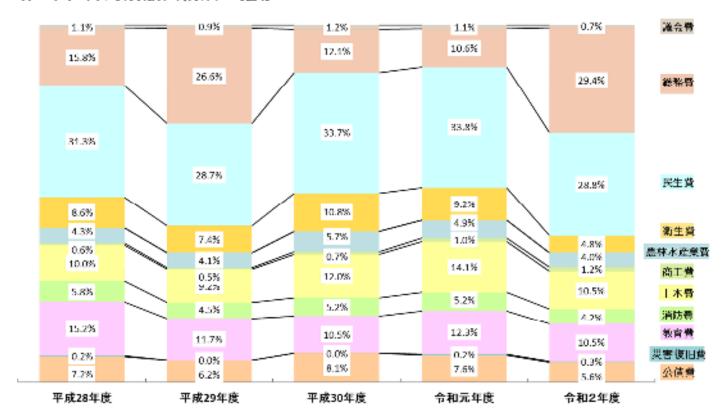
『総務費』が前年度から大きく増額となりました。新型コロナウイルス感染症対策として1人10万円を給付した特別定額給付金事業【+3,130,982 千円】が要因となります。『民生費』についても、新型コロナウイルス感染症対策として子育て世帯への臨時特別給付金事業【+84,625 千円】を実施しました。

『衛生費』について、水道事業会計に出資【△55,500 千円】を行わなかったため、減額となりました。 『商工費』については、プレミアム商品券事業【+29,880 千円】、企業の設備投資に対する補助を実施 している企業等設備導入奨励金交付事業【+36,580 千円】により増額しています。

『教育費』は、令和4年度開催予定のいちご一会とちぎ国体に向けた体育センター改修事業【+171,508 千円】、GIGAスクール構想によるネットワーク環境整備等【+188,364 千円】により、増額となっています。

構成比の割合では、『総務費』・『民生費』・『土木費』・『教育費』の順になります。特に『総務費』・『商工費』は、新型コロナウイルス感染症対策による影響が大きく、それにより歳出全体としても前年度から大きく増加しました。新型コロナウイルス感染症対策の経費は感染状況によって継続的な支出が見込まれます。さらに、社会保障に対する経費が年々増加傾向にあるため、『民生費』も増加していく見込となります。

第5図 目的別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

★議会費・・・・・議員報酬等の議会運営に要する費用。

★総務費・・・・・税金徴収や戸籍事務、まちづくり等のために要する費用。

★民生費・・・・・保育所の運営等の子育て支援や高齢者・障がい者の生活支援等に要する費用。

★衛生費・・・・・健康診査や予防接種、ゴミ収集等に要する費用。

★農林水産業費・・農業振興のために要する費用。

★商工費・・・・・上三川町商工会への補助など、中小企業の振興のために要する費用。

★土木費・・・・・道路や橋、公園等の管理および整備に要する費用。

★消防費・・・・・石橋地区消防組合への負担金や町消防団の運営等に要する費用。

★教育費・・・・・学校教育、スポーツ・文化振興等に要する費用。

★災害復旧費・・・地震や台風等の自然災害の対応に要する費用。

★公債費・・・・・地方債(借金)返済のための費用。

(2)性質別歳出

「性質別」では人件費や物件費といった経済的性質に分類することで、財政の健全度等を把握することが出来ます。

「義務的経費」とは、支出することが制度的に義務づけられていて、削減のしにくい経費のことです。 この割合が大きくなっていくと財政運営が硬直化傾向にあるとされます。

また、「投資的経費」とは、道路や建物など形として残るものに使われる経費のことです。一方、支出の効果が短期間で終わり、形として残らないものに使われる経費が「消費的経費」です。

第6表 性質別歳出決算額の状況

(単位:千円、%)

			令和2		令和元年	度	
	区 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
		(a)		(a-b)		(b)	
1	人件費	1, 548, 997	10. 4	△ 5, 297	△ 0.3	1, 554, 294	14. 8
2	物件費	1, 785, 186	12. 0	134, 116	8. 1	1, 651, 070	15. 7
3	維持補修費	23, 547	0. 2	△ 4,720	△ 16.7	28, 267	0. 3
4	扶助費	2, 570, 134	17. 3	170, 355	7. 1	2, 399, 779	22. 8
5	補助費等	4, 834, 345	32. 6	3, 355, 447	226. 9	1, 478, 898	14. 1
6	普通建設事業費	1, 877, 157	12. 7	586, 504	45. 4	1, 290, 653	12. 3
	(1)補助事業費	660, 194	4. 5	359, 592	119.6	300, 602	2. 9
	(2)単独事業費	1, 216, 963	8. 2	226, 912	22. 9	990, 051	9. 4
7	災害復旧事業費	42, 709	0. 3	20, 553	92.8	22, 156	0. 2
8	公債費	830, 437	5. 6	36, 984	4. 7	793, 453	7. 6
9	積立金	156, 015	1. 1	50, 908	48. 4	105, 107	1. 0
10	投資及び出資金	32, 451	0. 2	△ 65, 252	△ 66.8	97, 703	0. 9
11	繰出金	1, 129, 807	7. 6	42, 731	3. 9	1, 087, 076	10. 3
	合 計	14, 830, 785	100.0	4, 322, 329	41. 1	10, 508, 456	100. 0
	義務的経費(1+4+8)	4, 949, 568	33. 4	202, 042	4. 3	4, 747, 526	45. 2
任	意的経費(2+3+5+6+7+9~11)	9, 881, 217	66. 6	4, 120, 287	71.5	5, 760, 930	54. 8
	消費的経費(1~5)	10, 762, 209	72. 6	3, 649, 901	51.3	7, 112, 308	67. 7
	投資的経費(6+7)	1, 919, 866	12. 9	607, 057	46. 2	1, 312, 809	12. 5
	その他の経費(8~11)	2, 148, 710	14. 5	65, 371	3. 1	2, 083, 339	19.8

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

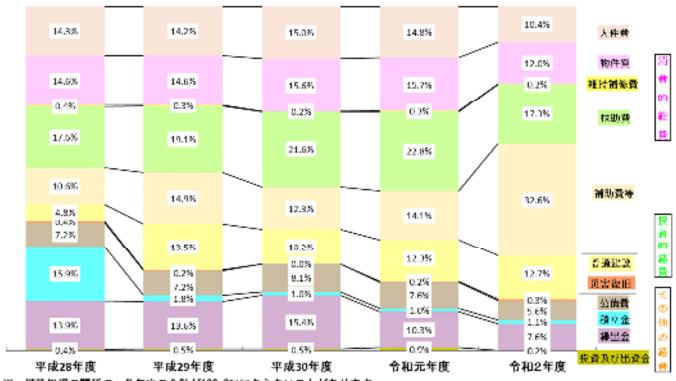
構成比が最も大きいのは、『補助費等』となっています。新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金事業の実施によるものです。

『扶助費』は、令和元年 10 月から開始した幼児教育・保育の無償化事業により、保育所や認定こども 園等への給付費が増加しています。子育て支援や障がい福祉サービス等の需要は今後も増えていく見込 みであり、この経費は今後も増加することが懸念されます。

『普通建設事業費』については、体育センター改修事業や、上三川幼児園の改築などの保育所等整備事業により、前年度比増額となっています。令和元年度の台風19号によって被害を受けた道路や橋りょうなどの復旧のため、『災害復旧事業費』が前年度から増額しています。

『投資及び出資金』は、水道事業会計への出資を行わなかったため、前年度から大きく減少しています。

第6図 性質別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

★物件費・・・・・公共施設管理のための委託費や消耗品、光熱水費などの事務的な経費。

★維持補修費・・・・公共施設や公用車等の維持修繕費用。

★扶助費・・・・・・児童医療費の助成や高齢者・障がい者の生活支援等。

★補助費等・・・・・各種団体(消防・救急医療・葬祭場・自治会等)への負担金や活動支援等。

★普通建設事業費・・道路や河川、学校などの整備・改修工事費用。

★積立金・・・・・基金への積立。

★繰出金・・・・・・保健医療特別会計や農業集落排水事業特別会計への支出。

★投資及び出資金・・水道事業会計や下水道事業会計への支出等。

(単位:千円、%)

			令和2	2年度		令和元年	<u> </u>				
₽	≤ 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比				
		(a)		(a-b)		(b)					
1	議会費	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
2	総務費	71, 402	3. 8	43, 244	153. 6	28, 158	2. 2				
3	民生費	186, 316	9. 9	108, 918	140. 7	77, 398	6. 0				
4	衛生費	2, 982	0. 2	△ 114, 681	△ 97.5	117, 663	9. 1				
5	労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
6	農林水産業費	151, 804	8. 1	77, 034	103. 0	74, 770	5. 8				
7	商工費	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
8	土木費	814, 397	43. 4	60, 160	8. 0	754, 237	58. 4				
	(1)道路橋梁費	495, 823	26. 4	△ 927	Δ 0.2	496, 750	38. 5				
	(2)都市計画費	173, 848	9. 3	15, 761	10.0	158, 087	12. 2				
	(3)住宅費	33, 417	1.8	3, 863	13. 1	29, 554	2. 3				
	(4) その他	111, 309	5. 9	41, 463	59. 4	69, 846	5. 4				
9	消防費	75, 550	4. 0	71, 686	1, 855. 2	3, 864	0. 3				
10	教育費	574, 706	30. 6	340, 143	145. 0	234, 563	18. 2				
	(1)小学校費	20, 070	1.1	7, 654	61. 6	12, 416	1.0				
	(2)中学校費	52, 637	2. 8	37, 858	256. 2	14, 779	1. 1				
	(3) その他	501, 999	26. 7	294, 631	142. 1	207, 368	16. 1				
11	諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	슴 計	1, 877, 157	100.0	586, 504	45. 4	1, 290, 653	100.0				

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『総務費』は前年度から増額となっているのは、役場庁舎の長寿命化工事を実施しているためです。 令和3年以降も継続して、庁舎の長寿命化を図っていきます。

『衛生費』について、宇都宮市が整備している新最終処分場(エコパーク下横倉)の建設(負担金)が完了したため、減額となっています。

『土木費』については、河川護岸整備事業として赤沢川の護岸を整備する災害対策を実施しているため、増額となっています。また、「道路橋梁費」は前年度から引き続き新産業団地と併せて町道 3-123 号線の整備を実施しているため全体に占める割合は高くなっています。

『消防費』は、消防団詰所、消防ポンプ車の更新により前年度より増額しています。

『教育費』のうち「その他」は、令和4年度開催予定のいちご一会とちぎ国体に向けた体育センター 改修事業の実施により増額となっています。改修工事は令和2年10月に完了しました。

4 地方債(借金)の状況

第7図 地方債現在高の推移



(単位:千円)

『地方債現在高』は、いちご一会とちぎ国体開催に向けた体育センター改修や産業団地整備にかかる 町道整備などの建設事業が増加したことに伴い、地方債の発行額も増加しています。今後も公共施設の 改修等の建設事業を予定していることから、その財源として地方債の発行額も増加していく見込みとな ります。

令和元年度は5年ぶりに臨時財政対策債を発行しました。令和2年度も引き続き臨時財政対策債を発行したことにより、『地方債残高』が増加しました。なお、令和3年度以降も臨時財政対策債の発行を見込んでいます。

地方債残高を町民 1 人当たりに換算すると、204,925 円となります。(令和 3 年 3 月 3 1 日現在人口 31,225 人)

ことばの意味

★臨時財政対策債・・・ 地方債は、原則として道路整備や学校整備等の建設事業のために発行される ものですが、臨時財政対策債は地方一般財源の不足に対処するため、建設事業 以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債です。地方公共団体の 実際の借入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需 要額【20ページ参照】に算入することとされています。

第8表 地方債現在高の状況(目的別)

(単位:千円、%)

		令和	2 年度	_	令和元年	F度
区 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
	(a)		(a-b)		(b)	
1 公共事業等債	264,024	4. 1	77, 541	41.6	186,483	3. 0
2 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	20,800	0. 3	皆増	皆増	_	-
3 公営住宅建設事業債	1,712	0.0	△ 1,712	△ 50.0	3,424	0. 1
4 災害復旧事業債	14,960	0. 2	△ 1,914	△ 11.3	16,874	0. 3
5 (旧)緊急防災・減災事業債	58,968	0. 9	△ 33, 817	△ 36.4	92,785	1. 5
6 全国防災事業債	142,484	2. 2	△ 42, 890	△ 23.1	185,374	3. 0
7 学校教育施設等整備事業債	1,053,436	16. 5	△ 93,570	△ 8.2	1,147,006	18. 3
8 一般廃棄物処理事業債	53,701	0.8	△ 3,906	△ 6.8	57,607	0. 9
9 一般補助施設整備等事業債	249,807	3. 9	△ 79, 593	△ 24.2	329,400	5. 3
10 一般単独事業債	2,743,110	42. 9	214, 121	8. 5	2,528,989	40. 3
11 財源対策債	301,212	4. 7	16, 556	5. 8	284,656	4. 5
12 減収補填債	47,100	0.7	皆増	皆増	_	-
13 臨時財政特例債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
14 減税補填債	92,394	1.4	△ 24,984	△ 21.3	117,378	1. 9
15 臨時税収補填債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
16 臨時財政対策債	1,319,953	20. 6	36, 863	2. 9	1,283,090	20. 5
17 県貸付金	35,114	0. 5	△ 186	0.0	35,300	0. 6
숨 計	6,398,775	100.0	62, 509	1.0	6,268,366	100.0

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

町道整備や公園施設整備等のため『公共事業等債』、GIGAスクール構想実現のため各学校のネットワーク環境を整備するため『学校教育施設等整備事業債』、体育センター改修のため『一般単独事業債』等を借り入れるなど、建設事業に充てるための町債を発行しました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による、税収の減収分を補うため、『減収補填債』を新たに発行しました。

全体としては、新規借入額が償還完了額を上回っており、残高は増加しています。

第9表 地方債現在高の状況(借入先別)

(単位:千円、%)

				令和2	2 年度		令和元年	丰度
	区 分		決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
			(a)		(a-b)		(b)	
1	政府資金	2,	312, 910	36. 1	88, 925	4. 0	2, 223, 985	35. 5
	(1)財政融資資金	2,	153, 541	33. 7	122, 485	6. 0	2, 031, 056	32. 4
	うち旧資金運用部資金		0	0. 0	△ 5,556	皆減	5, 556	0. 1
	(2)旧郵政公社資金		159, 369	2. 5	△ 33, 560	△ 17.4	192, 929	3. 1
	うち旧郵便貯金資金		0	0. 0	0	0.0	0	0.0
	うち旧簡易生命保険資金	1,	569, 369	24. 5	1, 376, 440	713. 4	192, 929	3. 1
2	地方公共団体金融機構資金	1,	034, 973	16. 2	△ 15, 211	Δ 1.4	1, 050, 184	16.8
3	市中銀行	2,	350, 370	36. 7	Δ 191, 818	△ 7.5	2, 542, 188	40. 6
4	その他の金融機関		622, 958	9. 7	257, 199	70. 3	365, 759	5.8
5	共済等		42, 450	0. 7	Δ 8, 500	△ 16.7	50, 950	0.8
6	その他		35, 114	0. 5	△ 186	Δ 0.5	35, 300	0. 6
	슴 計	6,	398, 775	100.0	130, 409	2. 1	6, 268, 366	100.0

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『財政融資資金』、『地方公共団体金融機構資金』、『市中銀行(民間の銀行)』から、それぞれ新たに借り入れました。

5 債務負担行為の状況

「債務」とは、経費の支出義務のことです。

「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。予算の内容の一部として、議会の議決によって設定されますが、歳出予算には含まれません。あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないからです。

第10表 債務負担行為の状況

(単位:千円、%)

		令	和2年度		令和元	[年度
区	分	次年度以降 支出予定額	増減額	増減率	次年度以降 支出予定額	増減額
		(a)	(a-b)		(b)	H30年度比
利子補給等に係る	るもの	17, 855	3, 564	24. 9	14, 291	1, 335
農林水産関係	系に係るもの	12, 770	△ 36	Δ 0.3	12, 806	△ 150
商工関係に係	そるもの	5, 085	3, 600	0.0	1, 485	0
住宅関係に係	そるもの	0	0	0.0	0	0
その他に係るもの	ת ת	1, 709, 506	293, 416	20. 7	1, 416, 090	△ 205, 174
合	計	1, 727, 361	296, 980	20. 8	1, 430, 381	△ 203,839

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

「その他に係るもの」には、上三川いきいきプラザや図書館、各コミュニティセンターなど町施設の 指定管理契約や、給食センター調理業務など、複数年度契約となるものの支出予定額が計上されていま す。契約満了の前年度には、新たな契約期間の支出予定額が加算されることになります。

ことばの意味

★利子補給・・・ 特定の融資を行った金融機関に対して、借入者の利子負担を軽減するため、その利子の一部に相当する金額を給付すること。当町では農業の発展のため、農業経営基盤の安定や農業者育成に係る資金の借入に対して、この制度を設けています。

6 積立金(貯金)の状況

第11表 積立基金現在高の状況

(単位:千円、%)

			令和2	年度		令和元年	F度
	区 分	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
		(a)		(a-b)		(b)	
1	財政調整基金	2,458,514	51.7	△ 492, 241	△ 16.7	2,950,755	56. 6
2	減債基金	1,262,852	26. 5	△ 99, 536	△ 7.3	1,362,388	26. 1
3	その他の特定目的基金	1,035,370	21.8	137, 876	15. 4	897,494	17. 2
	슴 計	4,756,736	100.0	△ 453, 901	△ 8.7	5,210,637	100.0

[※] 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

令和2年度においては、基金からの取崩しが積立を上回り、現在高が減少しました。

『財政調整基金』は、令和2年度は取崩し【492,592千円】を行いました。

『減債基金(町債管理基金)』は、令和2年度は取崩し【10,000千円】を行いました。

『その他の特定目的基金』では、公共施設等の計画的な整備、更新、改修、維持修繕、除却等に要する経費の財源に充てるための基金である「公共施設等総合管理基金」に積立て【100,000 千円】を行いました。また、町社会福祉協議会事業費補助のために「社会福祉基金」【9,879 千円】を、町営住宅維持改修事業のために「町営住宅施設整備基金」【6,037 千円】を、学校設備の維持改修事業のために「義務教育施設整備基金」【1,407 千円】を、それぞれ取り崩しました。

さらに新たな特定目的基金として、新型コロナウイルス感染症対策の財源とするため「新型コロナウイルス感染症対応基金」を設置しました。町イベント事業を中止した費用等を財源としています。

基金残高を町民1人当たりに換算すると、152,337円となります。

[令和3年3月31日現在人口31,225人]

- ★財政調整基金・・・・・ 計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のあるときに積み立てておく 貯金のことです。
- ★減債基金・・・・・・・ 公債費の償還を計画的に行う目的で積み立て、将来にわたり健全な財政 運営を維持するための基金で、当町では町債管理基金という名称です。
- ★その他の特定目的基金・・ 当町において該当するものは、町営住宅施設整備基金、義務教育施設整備基金、社会福祉基金、生涯学習センター整備基金及、公共施設等総合管理基金、森林環境譲与税基金及び新型コロナウイルス感染症対応基金の計7つがあります(※令和2年度末現在)。

第8図 積立金残高の推移



『財政調整基金』は、後年度の臨時的事業の実施に備えるために、単年度の(平均的な)町税収入の1割(約6億円)以上を確保することに努めています。令和2年度は、前年と比較すると税収が減少したため、その財源を補うため取崩しを行い、残高が減少しました。

『減債基金(町債管理基金)』については、令和元年度5年ぶりに発行した臨時財政対策債の償還が開始したことにより、地方債償還額が増加したため取崩しを行いました。

『その他の特定目的基金』では、平成29年度に「公共施設等総合管理基金」を設置し、計画的な積立てを行っていることや「森林環境譲与税基金」「新型コロナウイルス感染症対応基金」を新たに設置したことから積立額は増加しています。

予算上の歳入不足分は、『財政調整基金』や『減債基金 (町債管理基金)』を取り崩すことで補填しているため、町税収入の増減が基金の総残高に大きく関与しています。

7 主な財政指標

(1) 標準財政規模

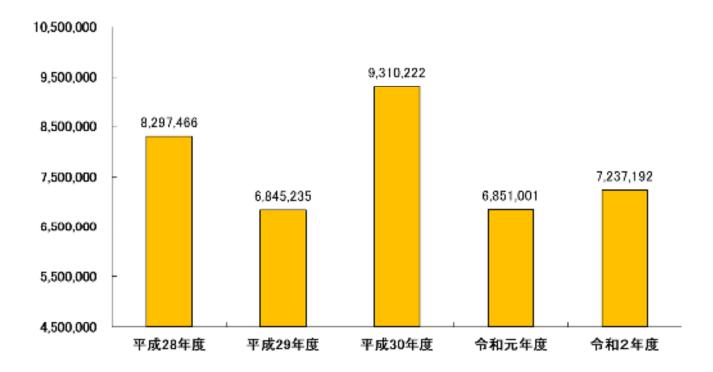
普通交付税を算定する上で算出されるその町の標準的な一般財源の収入見込額のことです。財政を分析する際などに、その町の財政能力とみなされています。

地方公共団体の財政規模を比較するにあたっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれているため、単純に比較するのが難しい状況です。そのため特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源の額で比較することが適当とされています。

当町では例年、68 億円前後の数値で推移していますが、平成28年度及び平成30年度においては、それぞれの前年度である平成27年度及び平成29年度の町税収入が大きく増額となったため、標準財政規模も例年と比較して非常に大きな数値となっています。

第9図 標準財政規模の推移

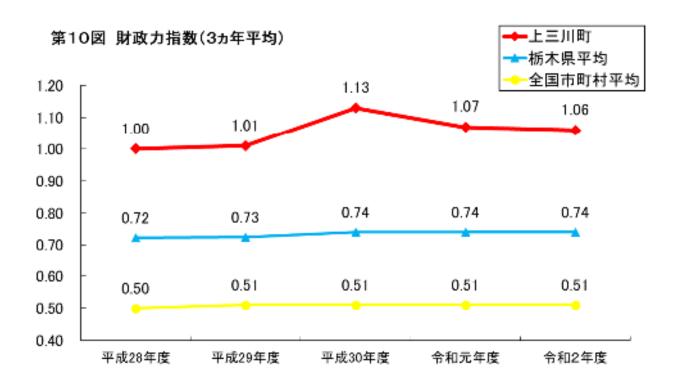
(単位:千円)



(2) 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3ヵ年間の平均値です。地方公共団体の財政力を示す指数として使われます。なお、単年度での財政力指数が『1.0』を超える場合、普通交付税の不交付団体となります。

標準財政規模【19 ページ参照】と同様に、平成 27 年度及び平成 29 年度の町税増収が、平成 28 年度以降の財政力指数を押し上げ、財政力指数が『1.0』を超える状況が続いています。



第12表 基準財政額の推移

(単位:千円)	
--------	---	--

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
基準財政 需要額	5, 520, 825	5, 034, 142	5, 515, 888	5, 018, 673	5, 477, 623
基準財政 収入額	6, 406, 244	4, 727, 412	7, 163, 344	4, 811, 224	5, 054, 738
(3ヵ年平均) 財政力指数	0. 996	1. 006	1. 133	1. 065	1. 060
(単年度) 財政力指数	1. 160	0. 939	1. 299	0. 959	0. 923

- ★基準財政需要額・・・各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により 算定した額とされています。標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な 水準において地方行政を行う場合、又は標準的な施設を維持する場合に要する経 費を基準に算定された額となります。
- ★基準財政収入額・・・各地方団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算 定した額とされています。具体的には、町の標準的な税収入から一定割合により 算定された額となります。

(3) 経常収支比率

町が自由に使える町税などの経常一般財源収入のうち、人件費や扶助費、公債費など避けられない必要な経費が占める割合のことです。数値が低いほど、独自の政策のために使えるお金が多いことを示すとされ、数値が90%を超えると財政構造が硬直化しているとされています。

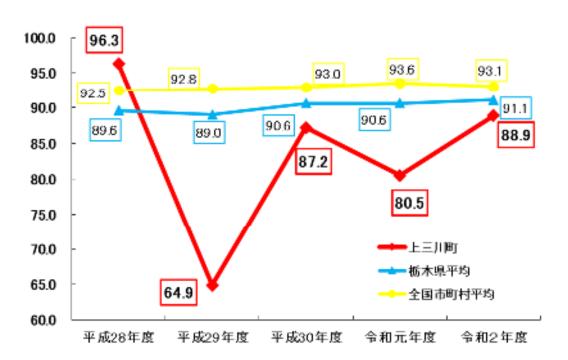
この5年で当町の経常収支比率は大きく変動していますが、歳出については若干の増傾向ではあるものの、指数と連動した動きはありません。主に歳入において、経常一般財源収入である町税収入や普通交付税の交付状況によって、経常的な財源が大きく増減しており、これが指数に大きな影響を与えています。

平成 29 年度は、経常一般財源収入である町税収入増の影響を大きく受け、全体的に指数が引き下げられています。一方、平成 28 年度及び平成 30 年度は、普通交付税が不交付となったこと等により、経常一般財源収入額が極めて低くなっているため、経常収支比率は高い数値となりました。令和 2 年度は、町税収入、普通交付税、臨時財政対策債が前年度に引き続き減少になり、経常収入が減少したため、指数が上昇しました。

歳出において増傾向であるとした点について、『扶助費分』は保育の実施や医療費の助成、障がい 者自立支援対策といった社会保障施策にかかる費用支出が年々増加傾向にあり、今後も上昇してい くことが予想されます

第11図 経常収支比率の推移

(単位:%)



(単位:%)

						(+ 1
	区分/年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経	常収支比率	96.3	64.9	87.2	80.5	88.9
	人件費分	22.3	14.8	20.3	19.4	19.7
	扶助費分	10.4	6.9	10.1	10.0	10.9
	公債費分	12.2	8.5	11.7	10.8	11.7

(4) 健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において定められている、『実質赤字比率』、『連結実質赤字比率』、『実質公債費比率』及び『将来負担比率』の4つの財政指標の総称です。これらの指標は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして定められています。

これらの4つの指標には、「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2つの基準があり、この基準により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3段階に区分されます。

また、水道事業、病院事業など公営企業を経営している地方公共団体には、これらの指標のほかに『資金不足比率』があります。

第13表 健全化判断比率等

《健全化判断比率》 (単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3ヶ年平均)	将来負担比率
上三川町	1	_	5. 2	_
早期健全化基準	13. 97	18. 97	25. 0	350. 0
財政再生基準	20.00	30.00	35. 0	

※ 「健全段階」に該当します。

《資金不足比率》 (単位:%)

	水道事業会計	下水道事業会計	農業集落排水事業 特別会計	
上三川町	1	-	_	
経営健全化基準	20. 00			

※ 不足額が生じていないため、「健全段階」に該当します。

- ★実質赤字比率・・・ 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★連結実質赤字比率・・ 全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を 指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★実質公債費比率・・ 借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、一般会計 等で賄う、資金繰りの程度を示すもの。
- ★将来負担比率・・・ 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
- ★資金不足比率・・・ 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して 指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。